平成２５年（フ）第６７９号
神戸市須磨区緑が丘２丁目23番８号
債務者　金城綾子こと　鄭　　綾子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１号
鳥取県米子市西福原６丁目17番20号　Ｆ号
債務者　中村　友康
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２１号
宮崎市北権現町116番地１、前住所宮崎市一の宮町45番地４
債務者　横山　明子（旧姓枝本）
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田1550番地２柳田方、住民票上の住所宮崎県西都市御舟町２丁目39番地
債務者　中村　昭子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3981番地、前住所愛知県一宮市多加木２丁目20番２号　花水木Ⅱ２Ｄ
債務者　金子　春香
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４４号
宮崎市下北方町塚原5711番地１、前住所宮崎市花ケ島町水町1860番地３
債務者　川崎八重子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４６号
長野県大町市大町6145番地12
債務者　飯田　篤美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１１号
長野県松本市大字松原19番地11　須山ハイツＡ
債務者　川上　裕之
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２１２３号
名古屋市中村区大秋町４丁目100番地の３プロスパー第12―803号、従前の住所愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田81番地４
債務者　二子石利雄
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３８６号
名古屋市中川区江松３丁目1101番地　江松荘406号
債務者　古田　紗織（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４３３号
愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木３丁目11番地３
債務者　大岩　武人
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４３７号
名古屋市中川区松年町３丁目65番地の１ホーム浅次郎
債務者　馬場由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２号
名古屋市北区安井３丁目８番９号　リバーサイド常石201号
債務者　岩﨑　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦140番地
債務者　中野　利香
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１９８号
富山市西番104―１　慈光園、住民票上の住所富山市山室268番地３　ハイツ山室105号
債務者　川﨑　諸子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７４号
広島県福山市駅家町大字服部永谷817番地５
債務者　井上　芳昭
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１０号
広島県府中市中須町1143番地６　セントポーリア101号室
債務者　山本　吉昭
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係